生活の党	氏名	池田　陽一	平成二十五年三月二十八日
	会計責任者の職務代行者	福嶋　千明	
	住所	東京都練馬区南田中四―二六―一四	
	生年月日	昭和五十年四月十一日	
	選任年月日	平成二十五年三月二十五日	
社会民主党	支部の数	二四三	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四三	
みどりの風	支部の数	六	平成二十五年四月二日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六	
生活の党	支部の数	四六	平成二十五年四月三日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四六	
みんなの党	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―六―一	平成二十五年四月五日
	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名　鈴木　晴信（米長　晴信）	
		住所　山梨県甲府市上石田三―一二―一五	
		選出区分　参議院議員　山梨県	
		選挙期日　平成十九年七月二十九日	
		同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していなかった。	
	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名　山崎　邦子（行田　邦子）	
		住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂一―二―一	
		選出区分　参議院議員　埼玉県	
		選挙期日　平成十九年七月二十九日	
		同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していなかった。	

○政治資金適正化委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年五月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一八〇二	加藤　利男	二四、一一、二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四七七	山田　豊	二四、一一、一八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二四二六	髙橋善一郎	二五、二、一六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二一〇九	若林　恒雄	二五、四、一六	本人からの申請
二一四二	青木　章太	二五、四、一六	本人からの申請
二七三八	大入　武志	二五、四、一六	本人からの申請
二七八五	中村　寛治	二五、四、一六	本人からの申請
二八〇五	荻堂　正至	二五、四、一六	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十五年五月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名（新）	氏名（旧）
二一七九	平野　郁子	甲斐　郁子

○政治資金適正化委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年五月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四四一〇	二五、四、一九	浅井　克樹
四四一一	二五、四、一九	吉川　洋志
四四一二	二五、四、一九	川村　嘉裕
四四一三	二五、四、一九	吉田　斉

○法務省告示第百七十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年五月二十五日から効力を生ずる。

平成二十五年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

○法務省告示第百七十二号

北海道山越郡長万部町長

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　東京都板橋区宮本町18番7号
リム・ロアン　昭和54年8月20日生

住所　さいたま市大宮区吉敷町2丁目46番地
丁茂椿　昭和53年11月30日生

住所　大分市金池南1丁目2番37―401号
レ・ティ・ニャー・カン　昭和49年10月26日生

住所　香川県さぬき市志度923番地5
章蓉蓉　昭和47年12月15日生